

## FIT制度における事業用太陽光発電の未稼働案件への新たな対応に関するFAQ

	質問	回答
<b>1. 全般</b>		
1-1	2018年12月5日に発表された「FIT制度における太陽光発電の未稼働案件への新たな対応」で示された要件について、さらに緩和する予定はありますか。	2018年12月5日のプレスリリース「FIT制度における太陽光発電の未稼働案件への新たな対応」は最終決定事項であり、この方針に沿って必要な法令等の改正が行われるため、要件の緩和などは予定されていません。
1-2	今回の措置の対象範囲を教えてください。	運転を開始していない10kW以上の太陽光発電設備のうち、2015年3月31日以前に旧認定を受け、2016年7月31日以前に接続契約が締結されたという条件を満たす事業が今回の措置の対象となります。 具体的には、2012～2014年度認定の事業用太陽光発電で、運転開始期限が設定されていないものを指します。ただし、開発工事に真に本格着手済みであることが公的手続によって確認できる大規模事業（2MW以上）については、今回の措置の適用除外とします。
1-3	今回の措置の対象となった場合、運転開始期限はいつの時点から設定されますか。	運転開始期限は、今回の措置の施行日より前に系統連系工事着工申込みが受領されたものについては、それぞれの施行日から起算して原則として1年間となります。 具体的には、FIT認定出力2MW未満の場合は2020年3月31日、FIT認定出力2MW以上の場合は2020年9月30日、条例に基づく環境影響評価の対象の場合は2020年12月31日です。 また、それぞれの施行日以後に系統連系工事着工申込みが受領されたものについては、最初の系統連系工事着工申込みの受領日から起算して1年間となります。
1-4	運転開始の定義を教えてください。	認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に従って、FIT制度に基づく売電（特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給）を開始することを指します。
<b>2. 系統連系工事着工申込み等の手続</b>		
2-1	系統連系工事着工申込みを行う際に、作成すべき書類や、添付すべき書類など必要な手続きを教えてください。	系統連系工事着工申込みに当たっては、「系統連系工事着工申込書」に必要事項を記載いただき、2019年1月11日以降に、特定契約を締結している買取事業者に提出してください。（当該買取事業者経由で一般送配電事業者に申込書が提出されま す。） なお、系統連系工事着工申込みに当たっては、各種許認可を証する書類や再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書などの添付は必要ありません。ただし、今回の措置の適用除外となる案件については、経済産業省が発行した適用除外確認書の写しを必ず添付する必要があります。
2-2	系統連系工事着工申込みは、地方経済産業局でも受け付けてもらえますか。	系統連系工事着工申込みは、一般送配電事業者が連系開始予定日の決定に至るための実務上の手続という位置づけのため、地方経済産業局、JPEA代行申請センター等の経済産業省の各機関に提出されたとしても受け付けることができません。 なお、適用除外確認依頼書については、設備の所在地を管轄する各地方経済産業局のFIT認定担当部署に提出いただくこととなります。
2-3	いつまでに系統連系工事着工申込みを提出すれば、従来の調達価格が適用されますか。	従来の調達価格が維持されるための提出期限は、事業規模等によって異なります。具体的は下記のとおりです。 FIT認定出力2MW未満：2019年2月1日（着工申込み受領期限：2019年3月31日） FIT認定出力2MW以上：2019年8月30日（着工申込み受領期限：2019年9月30日） 条例に基づく環境影響評価の対象事業：2020年2月28日（着工申込み受領期限：2020年3月31日）
2-4	2MW以上や条例アセス対象事業には、それぞれ猶予期間が確保されていますが、既に条例アセスメントが終了している場合でも、猶予期間は条例アセスメント対象事業と同じ扱いになるのでしょうか。	条例に基づく環境影響評価の評価書の公告・縦覧が既に終了している事業であっても、系統連系工事着工申込みの受領期限は2020年3月31日、受領期限に間に合った場合の運転開始期限は2020年12月31日となります。
2-5	系統連系工事着工申込みの提出期限までに、系統連系工事着工申込書を提出すれば、必ず受領期限までに受領されますか。その場合、調達価格が変更されることはありませんか。	提出期限に間に合ったとしても、例えば、事業者名が異なるなどの大きな不備があれば申込みがあったとみなされない場合もあるので、系統連系工事着工申込みに当たっては、十分ご注意ください。 なお、期限までに受領されても、提出時点で要件を満たしていなかったことが事後的に発覚したり、提出後から運転開始までの間に再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請を行った場合は、改めて系統連系工事着工申込みを行っていただくことになるため、その時期によっては適用される調達価格が変更になることがあります。
2-6	系統連系工事着工申込みの提出期限までに、着工申込みが提出できなかった場合は、必ず価格変更になるのでしょうか。	系統連系工事着工申込みの提出期限は、その日までに系統連系工事着工申込みが提出された場合に、内容に不備がなければ受領期限までに受領されることを保証するものです。このため、提出期限を過ぎて着工申込みが提出された場合は、受領期限までに受領が間に合うことが保証されず、適用される調達価格が変更になる可能性があります。
2-7	いつの時点で運転開始をしていないと、系統連系工事着工申込みを行わなければならないのでしょうか。	系統連系工事着工申込みの提出期限日時点で、FIT制度による再生可能エネルギー電気の供給を開始していない事業については、系統連系工事着工申込みを行っていただく必要があります。
2-8	事業計画の変更に当たっては、系統連系工事着工申込みの提出前までに変更認定を受けておく必要がありますか。	再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請は、系統連系工事着工申込みの提出後から運転開始までの間に行った場合は、改めて系統連系工事着工申込みを行うことが必要になりますので、その時期によっては適用される調達価格が変更になります。したがって、従来の調達価格を維持するためには、系統連系工事着工申込み提出前に必要な変更認定申請を行い、その後、提出期限までに系統連系工事着工申込みを提出する必要があります。 また、変更認定の途中でなくても、系統連系工事着工申込みを行うことは可能です。同様に、みなし認定の途中でなくても系統連系工事着工申込みを行うことは可能です。
2-9	系統連系工事着工申込みの提出後は、再生可能エネルギー発電事業計画の変更は一切できないのでしょうか。	系統連系工事着工申込み提出後、運転開始までの間に再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請をした場合は、改めて系統連系工事着工申込みを行うことが必要になりますので、その時期によっては適用される調達価格が変更になります。 なお、変更届出の場合は、再度の系統連系工事着工申込みは不要です。 また、運転開始後であれば、変更認定申請を行っても再度の系統連系工事着工申込みは不要です（価格変更に当たらない変更認定申請であれば、変更認定申請を行っても価格変更にはなりません）。
2-10	系統連系工事着工申込みの提出後は、どのような変更認定申請であっても、運転開始前に行くと改めて系統連系工事着工申込みを提出する必要があるのでしょうか。	系統連系工事着工申込みの提出から運転開始までの間に、再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請をした場合は、改めて系統連系工事着工申込みを行うことが必要になりますので、適用除外の事業を除き、その時期によっては適用される調達価格が変更になります。

## FIT制度における事業用太陽光発電の未稼働案件への新たな対応に関するFAQ

	質問	回答
2-11	系統連系工事着工申込みの提出前に事業計画の変更認定申請を行う予定ですが、変更認定申請を行う時点で一部の添付書類等が揃えられない場合は、後日提出することで対応可能でしょうか。	系統連系工事着工申込みは、運転開始準備段階にある事業について最短の連系開始予定日の決定に至るための実務上の手続であることから、この系統連系工事着工申込み前の再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請に不備がある場合（必要な書類が添付されていない等）は、系統連系工事着工申込み前に変更認定申請が行われたものとして扱えない可能性がありますのでご注意ください。
<b>3. 系統連系工事着工申込みの要件</b>		
3-1	発電事業者側の工事は全て竣工していなければ、系統連系工事着工申込みを行うことはできないのでしょうか。	系統連系工事着工申込みを行うために満たすべき要件は、 ①着工申込みの提出時点で、再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の使用の権原が得られていること ②着工申込みの提出時点で、農振除外・農地転用の許可の取得等、条例アセスメントの終了及び林地開発許可の取得ができていること ③着工申込み提出後から運転開始までの間に、FIT事業計画の変更認定申請を行わないこと の3点を定めており、着工申込みの時点で発電事業者側の工事が全て終了していることは要件としておりません。
3-2	土地の使用の権原が取得できていることが要件になっていますが、土地の部分追加は可能でしょうか。	系統連系工事着工申込みの時点で、再生可能エネルギー発電事業計画に記載される全ての土地の使用の権原が必要です。土地を追加が必要となる場合は、系統連系工事着工申込み前までに土地の使用の権原を取得の上、事業計画の変更認定申請を行っていただく必要があります。
3-3	条例に基づく環境影響評価の評価書の公告・縦覧の終了が要件になっていますが、文献調査で足りる場合など簡易な環境アセスメントの場合も対象となりますか。	条例に基づく環境影響評価において評価書の公告・縦覧に至る手続がなく、文献調査などで足りる簡易な環境影響調査の場合は、系統連系工事着工申込みの提出時点で終了していることが要件となる「条例アセスメント」には該当しません。この場合は、系統連系工事着工申込みの提出期限も、2020年2月28日ではなく、FIT認定出力2MW未満の場合は2019年2月1日、FIT認定出力2MW以上の場合は2019年8月30日になります。 【具体例】和歌山県の例で言えば、「和歌山県環境影響評価条例」の対象となる75ha以上の開発案件は、系統連系工事着工申込みの提出時点で当該「条例アセスメント」を終了している必要があり、提出期限は2020年2月28日となります。他方、それ以外の「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」にのみ該当する事業は、系統連系工事着工申込みの提出時点でその手続を終了していることは要件ではなく、2MW未満の提出期限は2019年2月1日、2MW以上の提出期限は2019年8月30日となります。
3-3-2	最近になって太陽光発電を環境影響評価の対象に追加する条例が施行されましたが、ある程度事業が進んでいたため、経過措置によって実際の対象からは外れました。ただ、形式要件だけを見れば、当該環境影響評価の対象に該当する事業なので、調達価格が維持されるための系統連系工事着工申込みの提出期限は2020年2月28日と考えてよいですか？	条例に基づく環境影響評価の対象事業について、従来の調達価格が維持されるための提出期限は2020年2月28日となります。ただし、条例アセスメントの新設や対象拡大に伴う経過措置等によって実際に当該条例アセスメントの対象外となる事業については、系統連系工事着工申込みの提出期限は2020年2月28日ではなく、FIT認定出力2MW未満の場合は2019年2月1日、FIT認定出力2MW以上の場合は2019年8月30日になります。 【具体例】山口県の例で言えば、「山口県環境影響評価条例施行規則」が改正され、一定規模以上の太陽光発電事業は「条例アセスメント」の対象となることから、系統連系工事着工申込みの提出時点で当該条例アセスメントを終了している必要があり、提出期限は2020年2月28日となります。他方、同県条例アセスメント対象拡大措置の施行日（2019年6月1日）の前日までに一定の要件を満たす事業は対象外となる経過措置が設けられており、これに該当する事業の場合は、2MW未満の提出期限は2019年2月1日、2MW以上の提出期限は2019年8月30日となります。
3-4	農振除外及び農地転用の許可の取得と併せて記載されている「又は届出の受理」とはどのような意味ですか。	農地転用は、必ずしも許可が必要ではなく、届出で足りる場合があり、この場合は届出の受理を系統連系工事着工申込みの要件を満たしているものとして扱うことを意味しています。 なお、農地転用の許可が必要な場合には、許可申請をしただけでは、系統連系工事着工申込みの要件を満たしたことはありません。この場合は、農地転用の許可を取得していることが、系統連系工事着工申込みの要件となります。
3-5	現在、電子申請で、変更認定手続を行っているが、変更認定後に次の変更認定を予定しています。現在の申請が認定されないと次の変更申請ができないのですが、このような場合は、着工申込み後に変更認定を行うことは可能でしょうか。	電子申請では、申請中の変更認定が下りた後に、次の変更申請を出してもらうことになります。このため、次の変更申請が系統連系工事着工申込みの提出後から運転開始までの間になる場合は、系統連系工事着工申込みの要件として定めている「着工申込みの提出後、運転開始までの間に、再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定を行わないこと」という要件に当てはまらなくなり、改めて系統連系工事着工申込みを行う必要があります。
3-6	系統連系工事着工申込みの要件を満たしていることは、どうやって確認されるのでしょうか。	系統連系工事着工申込みを受け付ける電力会社は、提出された時点で不備がなければ、申込書に記載のとおり系統連系工事着工申込みの要件は満たされているものとして取り扱うこととなりますが、当該情報の提供を受けた経済産業省が、電力会社による受領確認作業と並行して又は受領後も継続的に、自治体等を通じて確認を行うこととなります。また、要件を満たしていないことが確認された案件については、経済産業省等から電力会社に対し情報提供等が行われ、改めて系統連系工事着工申込みを行っていただくこととなります。
3-7	提出期限までに通常の許可取得が間に合わないため、事後的に許可要件を満たし審査を終えることを条件とした「条件付許可」を自治体から特別に出してもらおうと思います。こうした条件付許可が系統連系工事着工申込みの提出時点で得られていれば、系統連系工事着工申込みの要件を満たしていることとなりますか。	農地転用や林地開発の許可については、本来必要となる許可要件と審査プロセスを満たした上で取得した正式な許可でなければ、系統連系工事着工申込みの要件を満たしたものではありません。
3-8	林地開発の許可を取得し、系統連系工事着工申込みを行った後に、工事等の進捗に伴い林地開発の変更許可が必要になった場合は、変更許可取得後に、改めて系統連系工事着工申込みを行う必要がありますか。	林地開発の許可については、系統連系工事着工申込みの時点で基礎となる許可が取得できていれば、その後当該林地開発の許可に変更が生じたとしても、それに伴って再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請が生じない限り、再度の系統連系工事着工申込みは不要です。
<b>4. 適用除外について</b>		
4-1	「2018年12月5日時点で既に」というのは、工事計画届出や林地開発行為着手届出について、12/5付けの受理まで認められるのですか。	「2018年12月5日時点で既に」とは、「2018年12月5日の午前0時時点で既に」を意味しており、2018年12月4日までに不備なく受理されていることを指します。

## FIT制度における事業用太陽光発電の未稼働案件への新たな対応に関するFAQ

	質問	回答
4-2	2018年12月5日0時時点で既に工事計画届出が不備なく受理されている事業【適用除外①】について、今回の措置の適用除外とするために作成すべき書類や、添付すべき書類など必要な手続を教えてください。	今回の措置の適用除外となるためには、経済産業省の確認を受ける必要があります。具体的には、「適用除外確認依頼書」に必要事項を記載いただき、必要書類（「受理印のある工事計画届出書の表紙の写し」と「発電所の名称及び住所が確認できる工事計画書の頁の写し」）を添付の上、2019年1月15日(火)～2019年3月29日(金)までに、設備の所在地を管轄する各地方経済産業局のFIT認定担当部署宛てに提出してください。 経済産業局で審査後、適用除外に該当することが確認されたものについては、「適用除外確認書」が原則として3ヶ月以内に発出されます。 なお、系統連系工事着工申込みを行う際に、当該確認書の写しを添付する必要がありますので、ご注意ください。
4-3	2018年12月5日0時時点で既に林地開発許可を取得し、林地開発行為着手届出が不備なく受理されている事業【適用除外②-1】について、今回の措置の適用除外とするために作成すべき書類や、添付すべき書類など必要な手続を教えてください。	今回の措置の適用除外となるためには、次の3つの条件をいずれも満たす必要があります。 ①「適用除外確認依頼書」に必要事項を記載いただき、必要書類（「林地開発許可書の写し」と「受理印のある林地開発行為着手届出書の写し」）を添付の上、2019年1月15日(火)～2019年3月29日(金)までに、設備の所在地を管轄する各地方経済産業局のFIT認定担当部署宛てに提出いただき、審査により適用除外に該当し得ることの確認を受けること。（「適用除外確認書」が原則として3ヶ月以内に発出されます。なお、系統連系工事着工申込みを行う際に、当該確認書の写しを添付する必要があります。） ②2019年9月30日までに、電気事業法第48条第1項に基づく工事計画届出が不備なく受理されること。 ③2019年10月31日までに、当該工事計画に係る太陽光パネル等の設置工事に着手すること。
4-4	林地開発の許可を必要としない事業については、どのような公的手続の証明を得ていれば、2018年12月5日0時時点で既に開発工事に本格着工済みであったことが確認されますか。	森林開発面積が1ヘクタール以下であるなど、森林法に基づく林地開発の許可を必要としない事業の場合は、森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出や、条例に基づく小規模林地開発に係る手続に基づき判断いたします【適用除外②-2】。当該届出等が不要な事業である場合に限り、それ以外の法令に基づく公的手続によって判断することになります【適用除外②-3】。この場合も、法令により手続期間が限定されていることや、当該手続に係る書類に工期が明記されていることが前提となります。
4-5	小規模林地開発に係る届出が条例で定められている場合は、適用除外確認依頼書に、森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書を添付する必要はありませんか。	適用除外確認依頼書の「適用除外②-2」に記載されているとおり、条例に基づく小規模林地開発に係る手続が必要な場合は、「受理印のある伐採及び伐採後の造林の届出書の写し」と「小規模林地開発に係る手続書類（受理印、森林の所在地、開発期間が確認できるもの）の写し」の両方を添付してください。
4-6	2018年12月5日0時時点で既に工事計画届出が受理され、既に工事に着手しており、まもなく竣工する予定です。この場合、適用除外確認依頼書を出さなくても価格変更にならないという理解でよいでしょうか。	適用除外の確認を受けるかどうかは、事業者自身の判断によりますが、万が一工期が想定以上に延長したとしても、適用除外確認依頼書の提出期間経過後は受け付けることができないため、十分ご注意ください。
4-7	適用除外①の確認を受けた後、系統連系工事着工申込みを提出する前に、2018年12月10日以降に価格変更なく行うことができたようになった太陽光パネルの変更認定申請をすると、どうなりますか。	その場合、経済産業省の確認は無効となりますので、通常案件として系統連系工事着工申込みを提出していただくこととなります。
4-8	適用除外の事業が、太陽光パネルの変更を行うと、適用除外の対象から外れるとのことですが、メーカー事由により太陽光パネルを変更する場合においても、適用除外に該当しなくなるのですか。	メーカー事由によって太陽光パネルの変更が必要となる場合は、引き続き今回の措置の適用除外となる可能性があります。この場合には、メーカー事由によるパネル変更である旨を、変更認定の申請時に変更理由として明記の上、必要な添付書類を提出していただく必要があります。適用除外の案件が、メーカー事由ということを明らかにせず、価格変更なしでのパネル変更の変更認定を受けた場合には、後日、メーカー事由ということを証明したとしても、適用除外に該当しなくなるのでご注意ください。
4-9	適用除外①の確認を受けたものは、系統連系工事着工申込みを提出した後に変更認定申請をしても、引き続き適用除外は維持され、調達価格は変更されないという理解でよいでしょうか。	価格変更にあたらない変更認定申請であれば、基本的には問題ありません。この場合、系統連系工事着工申込みで同意されたとおり、系統連系工事着工申込みは改めて提出する必要がありますが、それをもって適用除外に該当しなくなったり、適用される調達価格が変更になることはありません。ただし、2018年12月10日以降に価格変更なく行うことができたようになった（メーカー事由に依らない）太陽光パネルの変更認定申請をした場合は、適用除外に該当しなくなるため、改めて系統連系工事着工申込みが受領された日が受領期限を過ぎている場合は、当該再受領日の2年前の調達価格が適用され、最初の系統連系工事着工申込み受領日と施行日のいずれか遅い方から1年が運転開始期限となります。
4-10	適用除外②について、2018年12月5日0時時点で既に開発工事に本格着工済みである旨の確認は受けましたが、最終確認（2019年9月30日までの工事計画届出の受理、10月31日までの当該工事計画に係る設置工事への着手）には至っていません。この場合、系統連系工事着工申込みを提出した後に変更認定申請を行っても問題ありませんか。	最終確認に至っていない段階で、系統連系工事着工申込みの提出後に価格変更にあたらない変更認定申請を行った場合は、改めて系統連系工事着工申込みを提出する必要がありますが、それで直ちに適用される調達価格が変更になることはありません。その後、最終確認が取れず、適用除外とならないことが確定した場合には、直近の系統連系工事着工申込みの受領日が受領期限を超えていれば、当該受領日の2年前の調達価格が適用され、最初の系統連系工事着工申込み受領日と施行日のいずれか遅い方から1年が運転開始期限となります。
4-11	2019年9月30日までの工事計画届出受理や10月31日までのパネル設置工事の着手はどのように確認されるのですか。	適用除外に該当し得ることが確認された方に対し、別途お知らせいたします。